

装管原第289号
27.10.1
一部改正 装管原第5877号
令和5年3月31日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

過大請求を行った企業に係る原価監査上の取扱について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所
長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

過大請求を行った企業に係る原価監査上の取扱要領

(趣旨)

第1条 本取扱要領は、防衛省に対し過大請求を行った企業に係る原価監査上の取扱いについて、防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第36号)第18条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 本取扱要領における用語の意義は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第35号)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 監査事務訓令 防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第36号)をいう。
- (2) 監査事務要領 防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令に係る事務要領について(装管原第278号。27.10.1)をいう。
- (3) 原価監査官等 監査事務訓令第8条第2号に規定する原価監査官等をいう。
- (4) 算定事務要領 防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について(装管原第277号。27.10.1)をいう。
- (5) 準則 原価監査実施準則(装管原第288号。27.10.1)をいう。
- (6) 実計書 実際原価計算書又は実際価格計算書をいう。
- (7) 担当官 算定事務要領第2条第2号に規定する担当官をいう。
- (8) 物別官室長 算定事務要領第2条第5号に規定する物別官室長をいう。
- (9) 中確事務等 算定事務要領第42条に規定する中途確定条項付契約に伴う契約金額確定のための算定事務又は算定事務要領第43条に規定する価格査定調書の作成をいう。
- (10) 過払会議等 防衛装備庁における過払事案処理要領に係る実施要領等について(装管原第152号。27.10.1)第5条の規定に基づき設置する過払処理会議及びその部会をいう。
- (11) 補助者 算定事務要領第2条第6号に規定する補助者をいう。
- (12) 基準日 防衛省に対し過大請求を行った企業の原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)において、偽の値の計上が終了した日の翌日とし、過払会議等が確認した日付をいう。

(適用条件)

第3条 原価監査官等は、次の各号の一に該当する場合には、本要領の定めるところにより原価監査を行うものとする。

- (1) 防衛省に対し過大請求を行い、基準日が決定していない企業（以下「基準日未決定企業」という。）に対し、原価監査を行う場合
- (2) 契約相手方の原価監査対象費目に基準日未決定企業が製造した購入品を含む場合。ただし、当該購入品が一般に市販されている汎用品であることが、契約相手方の証拠書類により確認できる場合はこの限りではない。
- (3) 契約相手方の原価監査対象費目に、基準日未決定企業への外注加工費又は役務の提供に係る代価を含む場合
- (4) 前2号に定めるほか、契約相手方の原価監査対象費目に、その他直接費に計上される基準日未決定企業への支払を含む場合
- (5) 契約相手方が契約代行会社を介して基準日未決定企業と契約を行っている場合で、前3号に準ずるものと認められる場合

2 原価監査官等は、原価監査の実施にあたり、あらかじめ原価監査対象案件が前項の該当案件であるか確認を行うものとする。

（基準日未決定企業に対する原価監査）

第4条 原価監査官等は、前条第1項第1号に該当する場合は、監査事務訓令、監査事務要領及び準則の規定に基づき原価監査を実施した後、監査事務要領第26条第2号（未確定事項として後日確定することが適当であるもの）の規定に基づき、実計書の計上額をもって、その全額を保留額に計上するものとする。

（基準日未決定企業以外の契約相手方に対する原価監査において基準日未決定企業が含まれる場合の処置）

第5条 原価監査官等は、第3条第1項第2号から第5号に該当する場合で、基準日未決定企業に係る部分に特定費目の代金の確定に関する特約条項が付され、かつ、既に確定されている場合は当該部分を原価監査の対象外とし、次の各号の定めるところにより処置するものとする。

- (1) 原価監査を行う以前に、当該部分が確定されている場合は、当該部分を確定額をもって容認額に計上するものとし、契約相手方の実計書の計上額と確定額の差額は、否認額に計上するものとする。
- (2) 原価監査を行う以前に、当該部分に契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27. 10. 1）第196条が適用されている場合は、当該部分を監査事務要領第27条第2号の規定に基づき、実績額とみなした額をもって保留額に計上するものとし、契約相手方の実計書の計上額と実績額とみなした額の差額は否認額に計上するものとする。

2 原価監査官等は、第3条第1項第2号から第5号に該当する場合で、前項以外の場合は、基準日未決定企業に係る部分を監査事務要領第27条第2号の規定に基づき、契約相手方の実計書の計上額をもって保留額に計上するものとする。

（原価監査報告書の処置）

第6条 物別官室長は、監査事務要領第42条に基づき、調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）から原価監査報告書が送付された場合で、担当官へ報告する以前に当該案件が第3条に該当することが明らかとなった場合は、その処置について検討を行うものとする。

2 物別官室長は、前項における検討の結果、当該原価監査報告書を中確事務等に採用しないこととした場合は、原価管理官に返却するものとする。

3 原価管理官は、監査事務要領第40条に基づく原価監査報告書の審査の途上において、当該案件が第3条に該当することが明らかとなった場合は、その処置について所掌の物別官室長と調整を行うものとする。

4 原価管理官は、第2項により物別官室長から原価監査報告書の返却を受けた場合又は前項における調整の結果、当該原価監査報告書を中確事務等に採用しないこととされた場合には、監査事務要領第11条に基づき原価監査の指令を行った補助者に返却するものとする。ただし、監査事務要領第12条に基づき、原価管理官が原価監査指令書を作成した場合には、原価監査官等に返却するものとする。

5 原価監査報告書を返却する場合には、監査事務要領第13条の規定を準用する。

（原価監査報告書の再報告）

第7条 原価監査官等は、前条第4項の規定に基づき、原価監査報告書の返却を受けた場合は、本取扱要領に基づき原価監査報告書を再作成のうえ、監査事務要領第38条の規定に基づき、再提出するものとする。

2 補助者は、原価監査報告書の再作成にあたり、原価監査の対象が他の地方防衛局等の管轄区域を含む場合には、監査事務要領第24条の規定を準用する。

（基準日が決定した以降の措置）

第8条 原価監査官等は、基準日が決定した企業（以下「基準日決定済企業」という。）に係る原価監査を行う場合は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 原価の発生が全て基準日以降であることが契約相手方の証拠書類により確認できた場合は、監査達及び準則の規定に基づき容認、否認又は保留を判定する。

(2) 前号以外の場合は、第4条の規定に基づき措置する。

2 原価監査官等は、基準日決定済企業以外の契約相手方に対する原価監査において、基準日決定済企業が下請負者として含まれる場合には、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 契約相手方の基準日決定済企業に対する支出額のうち、基準日決定済企業における原価の発生が基準日以降であることが契約相手方又は基準日決定済企業の証拠書類により確認できた場合は、監査達及び準則の規定に基づき、容認、否認又は保留を判定する。

(2) 前号以外の場合は、第5条の規定に基づき措置する。

(3) 前2号のいずれによるべきかの判定は、原則として契約相手方における発注又は契約ごとに行う。

(過払会議等の決定による措置)

第9条 原価管理官、物別官室長及び原価監査官等は、過払会議等において本取扱要領と異なる決定がなされた場合は、これに基づき処置するものとする。

2 原価管理官は、前項の決定がなされた場合及び基準日が決定された場合は、これを速やかに補助者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要領の施行の際、この要領の施行前に装備施設本部長が定めるところによりなされた措置は、この要領の相当する規定によりなされたものとみなす。